

総会資料 (抜粋)

令和 5年 7月 8日

長崎女子短期大学
同窓弥生会

令和4年度 事業報告について

第1回 理事会	7月 9日(土)
第1回 役員会	中止
同窓弥生会特別奨学金 授与式	10月25日(火)
弥生祭バザー	10月29日(土)
新幹事との顔合わせ	令和5年1月30日(月)
第2回 理事会	2月25日(土)
第2回 役員会	中止
弥生会入会式	中止

※ 卒業式当日、入会しおりと記念品を配布

令和4年度 収支決算書

(令和4年4月1日～令和5年3月31日)

収入の部

(単位 円)

項目	当初予算額	決算額	増減	備考
会費	552,000	552,000	0	@4,000×138
雑収入	50,000	5,003	44,997	預金利息・弥生祭バザー売上
前年度繰越金	6,122,488	6,122,488	0	
合計	6,724,488	6,679,491	44,997	

支出の部

項目	当初予算額	決算額	増減	備考
事業費	65,000	10,155	54,845	弥生祭経費 ラベルシール・封筒
弥生祭運営費		6,443		
総会		3,712		
会議費	100,000	64,879	35,121	新クラス幹事顔合せ会経費 他
通信費	10,000	8,633	1,367	切手代・レターパック
慶弔費	100,000	58,767	41,233	退職記念品 他
事務費	10,000	1,214	8,786	クリアファイル・リボン 他
同窓弥生会特別奨学金	200,000	200,000	0	
予備費	200,000	0	200,000	
計	685,000	343,648	341,352	
次年度繰越金	6,039,488	6,335,843	△ 296,355	定期預金 5,656,606円 (4件) 普通預金 679,237
合計	6,724,488	6,679,491	44,997	

令和 5年 6月14日

上記の通り報告致します

会計 溝口 恵津子 ㊟

上記の通り相違ないことを認めます

監事 山下 慶子 ㊟

監事 池田 美保 ㊟

令和5年度 事業計画について

第1回 理事会	6月17日(土)
第1回 役員会	中止
第18回 総会	7月8日(土)
弥生祭バザー	11月23日(木)
新幹事との顔合わせ	令和6年1月
第2回 理事会	未定
第2回 役員会	未定
弥生会入会式	3月14日(木)

※弥生祭当番幹事

2・7・12・17・22・27・32・37・42・47・52・56 回生

令和5年度 収支予算書

(令和5年4月1日～令和6年3月31日)

収入の部

(単位 円)

項目	本年度予算額	前年度予算額	増減	備考
会費	544,000	552,000	△ 8,000	@4,000*136
雑収入	5,000	50,000	△ 45,000	預金利息・ハザー収益金 他
前年度繰越金	6,335,843	6,122,488	213,355	
合計	6,884,843	6,724,488	160,355	

支出の部

項目	本年度予算額	前年度予算額	増減	備考
事業費	300,000	65,000	235,000	総会経費・入会記念品 他
会議費	100,000	100,000	0	会議経費 他
通信費	10,000	10,000	0	
慶弔費	150,000	100,000	50,000	
事務費	10,000	10,000	0	
同窓弥生会特別奨学金	200,000	200,000	0	
予備費	200,000	200,000	0	
計	970,000	685,000	285,000	
次年度繰越金	5,914,843	6,039,488	△ 124,645	
合計	6,884,843	6,724,488	160,355	

会則の改正等について

第3章 事業

第5条

現行

(2) 会誌を発行すること。

改正

削除

第6章 会費

第15条

現行

会員は、会費として在学中、**4,000円**を納入するものとする。

改正

会員は、会費として在学中、**6,000円**を納入するものとする。

入会記念品について

令和5年度以降については、下記のボールペンに決定した。

パイロットボールペン (ケースはプラスチック製 包装紙はパイロット製)
名入れを予定
定価 1,000 円(税抜) 見積額 1 本あたり 825 円(税込)

役員改選について

同窓会会則 第4章 第10条に伴い、役員改選を行い承認された。

任期は、令和5年4月1日から令和8年3月31日までの3ヶ年とする。

【再任】

会 長	1K	森本萬里子	(就任 昭和49年)	再任
副会長	13Y	高井悦子	(就任 平成25年)	再任
	43F	浅原麻衣	(就任 平成25年)	再任
監 事	8H	池田美保	(就任 平成25年)	再任
顧 問	7S	安藤邦子	(就任 平成25年)	再任
学外理事	13Y	中嶋浜子	(就任 平成17年)	再任
	1K	佐藤光子	(就任 平成20年)	再任
	14Y	高尾智子	(就任 平成22年)	再任
	12Y	羽生純子	(就任 平成25年)	再任
	13Y	櫛澤智美	(就任 平成25年)	再任
	18L	江崎美香	(就任 令和1年)	再任
	29S	船原智恵	(就任 令和1年)	再任

学内理事	18L	溝口恵津子	(就任 昭和61年)	再任
	32Y	徳田圭子	(就任 平成11年)	再任
	45S	一瀬優美	(就任 平成31年)	再任
	49Y	柴原菜々	(就任 平成28年)	再任
	51Y	宮崎和泉	(就任 平成30年)	再任
	51Y	福田華奈子	(就任 平成30年)	再任
	53Y	宗 ちひろ	(就任 令和 2年)	再任
	53Y	森 安奈	(就任 令和 2年)	再任
	53S	石橋花琳	(就任 令和 4年)	再任

【退任】

副会長	6S	藤尾順子	(就任 平成23年)
監事	9S	山下慶子	(就任 平成19年)
学外理事	15Y	野口美砂子	(就任 平成25年)

役員を選出について

同窓会会則 第4章 第8条第10条および第11条に伴い、役員を選出し承認された。

副会長

7S 安藤邦子 (顧問 平成25年度～令和4年度)

18L 江崎美香 (学外理事 令和元年度～令和4年度)

学外理事

9S 山下慶子 (監事 平成19年度～令和4年度)

監事

22Y 小川貴子

弥生祭について

今年の弥生祭は、11月23日（木）に開催予定です。

昨年同様、休憩スペースを設け、無料で飲物の提供を行います。

また、販売ブースでは、同窓生が自由に使用できるよう場所の提供を行いません。毎年、手作りのバック・ポーチ等好評です。

同窓会の参加や出店内容については、短大の動向を見て決定し、あらためてご案内致します。

☆当番幹事☆

2・7・12・17・22・27・32・37・42・47・52・56回

長崎マンドリンクラブOB&OG会
夢コンサート i n 長崎2023

日時 11月26日(日) 14時～

場所 長崎市民会館

出演予定メンバー

12回生 食物栄養専攻 宮岡江利子(旧姓中村)

13回生 幼児教育学科 三又成子

18回生 生活文化専攻 矢嶋和代

同窓弥生会役員名簿

令和5年度

役職	氏名	回生	就任	備考
会長	森本 萬里子	1K	S49	
副会長	高井 悦子	13Y	H25	監事 (H 4~H24年度)
	浅原 麻衣	43F	R 1	学外理事 (H25~H30年度)
	安藤 邦子	7S	R 5	監事 (S49~H16年度) 副会長 (H17~H24年度) 顧問 (H25~R 4年度)
	江崎 美香	18L	R 5	学外理事 (R 1~R 4年度)
監事	池田 美保	8H	H25	学内理事 (S50~S59年度) 学外理事 (H22~H24年度)
	小川 貴子	22Y	R 5	
学外理事	中嶋 浜子	13Y	H17	
	佐藤 光子	1K	H20	
	高尾 智子	14Y	H22	
	羽生 純子	12Y	H25	
	樫澤 智美	13Y	H25	
	舩原 智恵	29S	R 1	
	山下 慶子	9S	R 5	監事 (H19~R 4年度)

役職	氏名	回生	就任	備考
学内理事	一瀬 優美	45S	R 1	短大
	石橋 花琳	53S	R 4	//
	徳田 圭子	32Y	H11	幼稚園
	柴原 菜々	49Y	H28	//
	宮崎 和泉	51Y	H30	//
	福田 華奈子	51Y	H30	//
	宗 ちひろ	53Y	R 2	//
	森 安奈	53Y	R 2	//
	溝口 恵津子	18L	S61	本部

同窓会会則

第1章 総 則

- 第1条 本会は長崎女子短期大学同窓弥生会（通称弥生会）と称する。
第2条 本会は会員相互の交誼を温めるとともに、母校並びに鶴鳴学園の発展に、側面から協力することを目的とする。

第2章 会 員

- 第3条 本会の事務局は、同大学内に置く。
第4条 本会は次の会員で組織する。
(1) 正 会 員 鶴鳴女子短期大学及び長崎女子短期大学の卒業生
(2) 準 会 員 長崎女子短期大学の在學生
(3) 特別会員 旧職員及び現職員

第3章 事 業

- 第5条 本会は、次の事業を行う。
(1) 同窓会・総会を開き会員の連絡、懇親を深めること。
(2) 会員の結婚、死亡、災害等に当り、祝弔意を表すること。
(3) その他、必要に応じ、母校及び在學生を援助すること。

第4章 役 員

- 第6条 本会に次の役員を置く。
(1) 会 長 1 名
(2) 副会長 若干名
(3) 理 事 若干名
(4) 幹 事 各クラスより2～3名
(5) 監 事 2 名
(6) 顧 問 若干名
- 第7条 役員の仕事は、次のとおりとする。
(1) 会長は、会務を総括し、会議の議長となる。
(2) 副会長は、会長を補佐し、会長に支障のあるときは、その仕事を代行する。
(3) 理事は、本会の重要事項を審議し、会の円滑なる運営化を図る。
(4) 幹事は、直接、会の運営に当る。即ち諸般の事務処理や会員の連絡等を行う。
(5) 監事は、各年度の会計を監査する。
(6) 顧問は、会務の助言にあたる。
- 第8条 役員の選出方法は、次のとおりとする。
(1) 会長、副会長は、会員の総意により選出する。
(2) 理事は、会員の中から選出された卒業生及び学園に勤務する卒業生で構成する。
(3) 幹事は、各クラスより2～3名ずつ選出する。
(4) 監事は、会員の総意により選出する。
(5) 顧問は、特別会員及び、会員の中から役員会で選出し、会長より委嘱する。
- 第9条 地方在住会員により支部を設ける。

- (1) 支部長は役員会で選出し会長より任命する。
(2) 支部については別にこれを定める。
- 第10条 役員の任期は、3ヶ年とする。但し、重任を妨げない。(但し、幹事を省く)
第11条 役員に欠員を生じたときは、理事会で依頼し、補充することができる。(但し、幹事を省く)

第5章 会 議

- 第12条 本会の会議は、総会、役員会、理事会とする。
(1) 総会は、正会員をもって構成する。ただし、必要に応じて役員会を総会に代えることができる。
(2) 役員会は、会長、副会長、理事、幹事、監事をもって構成する。
(3) 理事会は、会長、副会長、理事をもって構成する。
(4) 顧問は要請があれば、会議に出席し、意見を述べるすることができる。
- 第13条 会議の議決は、出席者の過半数の同意を要する。

第6章 会 費

- 第14条 本会の経費は、会費をもって当てる。
第15条 (1) 会員は、会費として在学中、6,000円を納入するものとする。
(2) 中途退学者については、納入した会費は返金しない。
第16条 本会の会計年度は、4月1日から翌年3月31日までとする。
第17条 本会の予算、決算は、役員会の決議を経ることを要する。
第18条 本会の財産は、学内に保管し、なるべく現金は、預貯金としておく。

第7章 会則の改正

- 第19条 本会則の改正は、会員の発議をうけて役員会で審議し、総会で承認をうけて行う。

第8章 補 則

- 第20条 本会には、次の帳簿を備えることが必要であり、会員の要望があれば公開閲覧させるべきものとする。
(1) 会 則 (5) 事業記録
(2) 会員名簿 (6) 会 計 簿
(3) 役員名簿 (7) 予算及び決算書類
(4) 会 議 録

- 第21条 本会則は昭和49年11月25日実施

一部改正	第6条・第15条	昭和55年5月
//	第9条	昭和58年6月
//	第8条・第15条	昭和61年9月
//	第6条・第8条	平成13年6月
//	第5条	平成16年10月
//	第8条・第12条・第13条	平成19年10月
//	第8条・第9条・第10条・第11条・第19条	平成25年6月
//	第5条・第15条	令和5年7月